

平成 28 年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第 2 回 原因者責任検討部会議事要旨

- (1) 産業廃棄物不適正処理事案を受けた再発防止策として、事業者及び処理業者に対し、マニフェストや帳簿等の書類を適正に運用するよう指導し、行政が廃棄物処理の流れを把握できるようにすること。

- (2) 排出事業者・収集運搬事業者に対しては、これまでの最終処分場に関する取組に加え、新たに行われた旧中間処理施設の行政代執行に関しても、市が取り得るあらゆる手段を用いて調査を実施しており、その方向性や内容は妥当である。

※ 公開の判断の理由（松山市情報公開条例第7条第2号及び第4号）

本部会においては、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。